

旨承知致し安心セリ昨日当四番町老番地（招魂社の真裏なり）

の借宅に引移り先落着たる姿なり家族ハ私、波、同県人照井柳

太郎（照井賢蔵の子なる由）と云書生、下女（年頃四十位元南

部家の用達をなし盛岡にも店を持し木の下と云ふ人か三十年近

く召使たる女）、并に下男共五人の同勢なり家の模様ハ別紙略

図にて推測されん事を希ふ随分古い家なれ共当分の住居にハ事

足へくと存す日本風な家に少し西洋風な戸やら窓やら付たるも

のにて先日本家と西洋家との相の子共云ふへし十畳をハ応接の

間とし横長きテーブル并椅子を置追々ハ毛氈の類を敷積り西向の

六畳ニハ私の部屋にて毛氈を布高机（是は私の働時用るもの）

丸テーブル（是ハ物乗せなり）并腰掛を置玄関の方に寄たる六

畳にハ箆笥や茶棚やら箱火鉢等あり波は此所に居夜ハ波と下女

の寝部屋となる勝手隣の四畳は食事部屋にて夜ハ下男の寝部

屋なり此家ハ元赤栄か見付たるものにて夫より忠兵衛長山と同

道にて見分し月六円にて借家の約定セリ諸道具調ハ総て木下に

任セたる所中々の利発者なれハ私や波の心付ぬものにて必要の

品々悉皆買與たる故私共ハ手を袖にして引移たるなり何を云ふ

も尽深田忠兵衛の世話なれハ忠兵衛ハ私の恩人と存居なり私如

き書生に分らぬ事あれハ毎度同人の添慮を得て取捌次第なり諸

道具は非常の高直にて百円前後掛りたり尤右ハ木下丈にて私自

身にて求たる机テーブル腰掛ランプハ総て右の外なり自分の家

に住居する事生れてから此ハ始めてなるか下宿屋拵に居より余程

楽なり去共新竈を建るは扱もく面倒臭きものなり笑の種に私

の所帯を高覧に入度ものと存居なり帰県の義に付てハ色々事情

113 明治13年12月19日 菊池長閑宛

第三号明十三十二月十九日

番外郵便証書先日達セリ私の早速帰県出来ぬ理由尤と思召被下

あれ共此度ハ申上す那珂氏ハ着京し一二返尋呉たる由なれ共即今多忙にて不在勝なれハ未だ面会致せず何れ近日に面談致し其許の事をも得と承りたる上治定の趣申上へし却て説十八日の夜は家の義に付世話し呉たる忠兵衛長山木下の三人并に其手伝呉たる小原末蔵後れて板垣も来り肴三品（刺身甘煮玉子の厚焼）に豆腐汁（蛎入）にて酒を吞セ後に蕎麦を振舞たり波よりも近日の内に手紙を差上るよし

父君

武夫

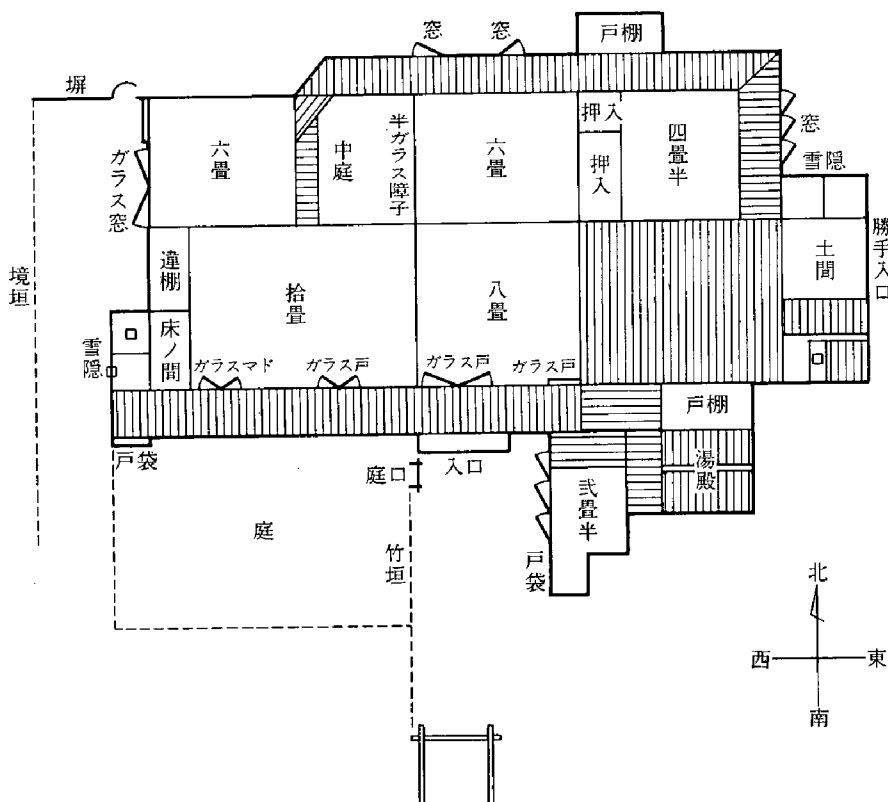
（同封 菊池長閑宛菊池なみ）

度々委敷御書頂き候へ私もハ御無沙汰申上誠ニ恐入候当月十六日ニ那珂様着被成今た御取様之御様子委敷ハ伺不申候へ大老番皆々様の御様子承り候所まつ御機嫌能御しのきの事此上無御悦び御嬉敷恐悦申上候扱兄様もハいさる被仰上候半此御宅持相成不及ながら御内事ハ御せは申上居只込り事は御存の通り只今迄御屋敷居候へハ米老舛何程するか豆ふ一丁何程か不存申又ハ日々上物且又御きやく様ノ節何をこしらへて上て宜敷や実ニ不案内にて日ニ三度物も女中エ話致さねハならぬようにて込り居む女中ハ四十歳上の者故相話し候て宜しく又其者ハ木の下ニ三十年から使れたる事又少しのうち忠兵衛方ニ居たる故大分国ふうハ覚たるよし人分之事ハ時々参りニ候故かり不申候へ忝しこく正付者らしく思ハれ又丁男もしこくよろしきやニ思ハれ候とうか一月二月暮し今少々ハ暮方も覚ゆらるゝかと存居

何れ二三月も暮した上猶又申上候今も御頼申上候御兄様多分当月中ニハ御下りニ可相成さるなから御勤の上なれハさためし

（同封図面）

間五分積り
但シ呉服度ニテ



来年一月中之末ニハ御登り候半とふそ其節御同道被成下度兄方
 とて暮居所御らんニ入度物と何も〱御兄様ニ御咄し申上居又
 候暮方も御教被下度此間忠兵衛申居御兄様御家内御縁組のセツ
 ハ下上ひせ御出可被成や願上候御母様もとハ思ひ候へハ御母様迄御
 登り被遊候ハ、御るす中御祖母様方御入り可被成御前様ハやひ
 〱御登り被遊候やひとへに願上候忠兵衛ハ其節ハせひ〱御
 父様御登り可被遊候や今ハ願上へくと申被付候返す〱御願申
 上候先ハ右まで早々めて度

十二月十九日

かしこ

御父様

なみ

返す〱皆々様エ御伯母様よろしく御母様エハ

此書ニ御返事申上候御注文物かしこまり